

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	内閣府での 回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)	
260530006	25年10月3日	25年12月6日	26年5月30日	保育園の時間延長に第二園長を	保育事業の能動的拡大は、消費税増税前に出来る限り施策を講じたい所です。しかし、安全なハード面では保育園自体の運営から準備が必要で、少子化の昨今将来を勘案して、積極的に保育園の新設から取り組むことはリスクがかなり大きくなるので、事業者は能動的になれません。このような現状の中幅広い保育ニーズに応えるために、保育園、幼稚園の時間延長を既存施設で実施すべきです。新規に時間延長する場合は現業の事業者が、保育園委託事業者などへ第二園長などの責任者を設置する事で、時間外業務を委託し事業を拡大出来るように頂きたい。三交代で働く看護士の為に、自費事業で夜遅くまで自宅で園児を保育している公立保育園園長も実在します。ハードの拡充だけでなく、現在の施設をソフトの見なおして幅広い保育ニーズに応えて頂きたい。	社会福祉法人 新生寿会	文科科学省、厚生労働省	保育園においては、就労形態の多様化等に伴う保育の需要に対応するため、保育所の開所時間を超過する保育を行う「延長保育」を実施している。また、延長保育促進事業により、民間保育所において延長保育を実施する場合には、実施要件を定め補助が行われます。 幼稚園においては、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に於ける教時時間の終了後に希望する者に対象を行う教育活動がある「預かり保育」を多くの園で実施しており、就労している保護者の保育ニーズに対応しています。	児童福祉法第24条及び第46条の2	対応不可	保育園の実施については、市町村がその責任を有しており、児童福祉施設は市町村からの委託によって保育を実施しているところです。したがって、現に保育を行っている事業者が、さらに別の事業者に保育の実施を委託することは適切ではありません。 なお、延長保育については多くの自治体において実施されているところであり、引き続き、延長保育促進事業を活用しながらご対応下さい。 また、幼稚園の預かり保育についても、学校教育法等に示された幼稚園教育の基本を踏まえた教育活動として行われるものであり、他の事業者に委託することは適切ではありません。	
260530066	25年10月24日	25年12月24日	26年5月30日	子ども・子育て会計監査の導入について	施設型給付を受ける幼稚園(運営主体は学校法人)や保育所(運営主体は社会福祉法人)の作成する財務諸表について、現検討段階では、幼稚園単体の学校法人は私学助成法の監査対象ではないが、社会福祉法人については公認会計士又は監査法人の監査は法で定められていません。つまり施設型給付を受ける施設、事業所の公表する財務諸表は、公認会計士又は監査法人による監査を受けず、信頼性が付与されていない状態となります。そこで、以下の提案を行います。 1. 支援法による新制度において、対象施設・事業の運営主体である法人の財務諸表の公表を義務付けねばなりません。学校法人、社会福祉法人とも公表制度があるので、当然、支援法の対象施設の運営主体である学校法人、社会福祉法人は公表することになりますが、公表内容の統一等を図るため、新制度として公表を義務付けることが必要と考えます。 2. 公表される財務諸表には、外部の独立した第三者である公認会計士又は監査法人による監査を実施し、信頼性を付与することが必要です。利害関係者は財務諸表によって当該運営法人の経営状況及び財務内容を判断しますが、利害関係者とその財務諸表を信頼して利用することができるよう、運営法人は会計及び監査に精通した職員の専門家であり、公正な独立した監査人である公認会計士又は監査法人による外部監査を受け、財務諸表の適正性を担保することにより、財務諸表の信頼性を高め、法人運営の透明性を確保することが求められます。また、幼稚園や保育所は一般に規模が小さく、職員数が少ないため決算・経理業務にかける時間も限られていることが多く、このような小規模で、特に公認会計士又は監査法人による監査が未実施である幼稚園や保育所では、財務諸表の誤謬や会計処理に不備が生じる虞があります。よって、公認会計士又は監査法人による監査を受け、適正な財務諸表が公表されるようにはかる必要があります。 なお、社会福祉法人については平成24年度決算書から情報公開を強制(平成25年5月31日雇児発0531第14号、社援発0531第11号、老発0531第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・環境局長、老健局長連名通知)されており、支援法にかかる保育所のみでなく、全ての社会福祉法人の公表財務情報に公認会計士等による財務諸表監査を義務付ける必要があります。	民間団体 厚生労働省 文科科学省	確認制度における管理・運営等の基準については、早ければ平成27年度からの施行に向けて、子ども・子育て会議において、先日とりまとめが行われました。その内容は、運営基準上、全ての施設・事業者について教育・保育施設、地域型保育事業ごとの区分経理を求めた上で、財務諸表の公表を求めたいことを基本としました。また、運用面等に関する詳細については、今後、更に検討することと考えています。 学校法人の財務状況等に関しては、私学助成を受けられる場合には公認会計士又は監査法人による監査が必要とされており、社会福祉法人の財務状況等に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税士等による外部監査の積極的な活用を求めています。	2. 社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日、雇児発0531号、老発第281号、老発第794号、児発第908号)	検討に着手	子ども・子育て会議においては、左記のとおり、運営基準上、全ての施設・事業者について教育・保育施設、地域型保育事業ごとの区分経理を求めた上で、財務諸表の公表を求めたいことを基本とすることとされました。また、外部監査の在り方については引き続き検討することと考えています。 なお、提案内容の2の社会福祉法人の財務状況等に関しては、社会福祉法人の在り方等を見直すため、昨年9月に厚生労働省内に設置した有識者等による検討会で、社会福祉法人が適正な運営を確保するための方策等について検討を現在進めているところです。		
260530134	26年4月21日	26年5月14日	26年5月30日	大阪城公園の国際観光施設化に向けた規制改革	園全体の目標である訪日外国人客増大の一環として、民間の自由な発想と活力により大阪城公園を西日本における国際観光拠点として整備するため、抜本的な規制改革を実現したい。具体的には、大阪城公園の大半は国の特別指定されており、同工エリアに新たな施設を設置するには、文化財保護法などにより現行法制度では対応できない。歴史的・文化的資産の有効活用のため、特別史跡の現状変更が可能となるよう要件を緩和されたい。	日本商工会議所 大阪商工会議所	文科科学省	文化財保護法では、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないこととなっています。ただし、一部の現状変更行為の許可権限は、文化財保護法施行令により、大阪市教育委員会に委譲されています。	文化財保護法第125条第1項、文化財保護法施行令第5条第4項	その他	特別史跡大阪城跡は、我が国を代表する城郭遺跡であり、その地下には重要な遺構が存在しています。基本的に、このような文化財における保存や管理、活用方法(施設の設置など)の現状変更(含む)は、その文化財を有する地域が定めます。特別史跡大阪城跡の場合、平成25年3月、大阪市が「特別史跡大阪城跡保存管理計画」を策定しています。よって、基本的にはこの計画ののっことで、大阪城跡の保存や管理、活用を行います。この保存管理計画には、現状変更等の取扱いについて地区別に整理されており、現状変更はこれに沿って取り扱うこととなります。御提案の「新たな施設」の具体的な規模や内容等が不明ですが、特別史跡の価値を損なわない範囲であれば、施設の設置を認められる可能性もあります。まずは大阪市とよく協議していただければと存じます。なお、既に自治体に委譲している史跡等の現状変更の許可権限について、更にその範囲を拡充するため、政令改正の準備を進めているところです。	
260530136	26年4月28日	26年5月14日	26年5月30日	都道府県における専修学校設置認可基準の適正運用について	専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。 一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。 二 設置者(設置者が法人である場合においては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。)が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 三 設置者が社会的信望を有すること。 但し「学校法人以外であっても、第127条の1から3項を満たす場合」専修学校の設置者となることができるが、設置認可する自治体である都道府県が定める基準では「学校法人であること」「国家資格養成施設であること」など、法と異なる条件を付加しているために事実上、学校法人等の公益法人以外の設置は困難な状況である。しかし、少ない事例の一つとして、設置者として民間企業が設置者として認可された専修学校も存在している場合もあり、設置基準が突き異なる。 民間企業が、教育サービス事業を全国展開する場合、都道府県によって設置基準が異なることは、生徒が受ける教育内容等が一定であっても、通学する地域によって「専門学校卒業資格」「専門士資格」などの資格取得に関すること及び「大学編入単位」の互換性など不利益を被ることが予測できる。そのため、法で定めた事項につき、許認可権限が都道府県に移行した場合でも、法の趣旨から著しく乖離することなく(又、都道府県同一の内容であることを要しない)とす。 各都道府県設置基準 東京都私立専修学校設置認可取扱内規 第2 専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び継続性を確保するため、原則として、学校法人とする。神奈川県私立専修学校に関する取扱基準 1 学校法人以外の者が設置者になろうとする場合は、法令に基づき各種国家資格の養成施設としての指定を受け、又は受けることが確認と認められなければならない。城東私立専修学校の設置に関する要項 2 設置者は、当該専修学校の年間経常費予算の12分の3に相当する額以上を有する者でなければならない。神奈川県私立専修学校に関する取扱基準 1 学校法人以外の者が設置者になろうとする場合は、法令に基づき各種国家資格の養成施設としての指定を受け、又は受けることが確認と認められなければならない。 茨城県私立専修学校の設置に関する要項 2 設置者は、当該専修学校の年間経常費予算の12分の3に相当する額以上を有する者でなければならない。	民間企業 文科科学省	専修学校については、学校教育法で定める教育施設として、その健全な発達と専修学校教育の水準の維持向上を図る観点から、国において一定の基準が定められ、専修学校の設置者については、専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること、設置者(設置者が法人である場合においては、その経営を担当する当該法人の役員とする。)が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること、設置者が社会的信望を有すること、が必要とされています(学校教育法第127条)。 他方、専修学校は、地域に根ざした教育施設として、また、地方分権を一層推進する観点から、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、専修学校に関する事務は都道府県の自治事務とされることにも、私立の専修学校の設置は都道府県知事の認可を受けなければならないこととされています(学校教育法第130条第1項)。すなわち、専修学校の設置に係る国の定めは最低水準に過ぎないものであり、これにより、地域の実態その他特別の事情に基づき各都道府県が個別具体的な基準を定めることで、地域の実情に応じた対応が可能となっているところです。	学校教育法(昭和22年法律第26号)第127条、第130条第1項		制度の現状のとおりです。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)	
260818020	26年4月21日	26年5月14日	26年6月18日	外国人の就労環境整備	中小企業においても、海外展開を担う人材として、高度な知識を持つ外国人留学生的な採用意欲が高まっている。一方、多くの留学生は日本国内の企業に就職を希望するものの、実際に就職できるのはわずかである。外国人留学生的な採用・定着を促進するため、関係機関が連携して、日本語研修・職業訓練など総合的な支援策を推進されたい。 また、卒業年度によって職種が限定される現行制度について、採用後は企業が異動先に適しているかと判断するに資する資格の定めが適切に行われるよう、柔軟な対応が望まれる。 一方、高度人材外国人の受け入れを促進するため、「高度人材ポイント制」が導入されているが、更なる利用拡充のため、外国人や企業関係者への一層の働きかけをお願いしたい。	大阪商工会議所	法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	現行法上、「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格をもって本邦に在留するには、「出入国管理及び難民認定法」第七條第一項第二号の基準を定める省令に定める学歴等の要件を満たす必要がある。 また、多くの留学生は日本国内の企業に就職を希望するものの、実際に就職できるのはわずかである。外国人留学生的な採用・定着を促進するため、関係機関が連携して、日本語研修・職業訓練など総合的な支援策を推進されたい。 また、卒業年度によって職種が限定される現行制度について、採用後は企業が異動先に適しているかと判断するに資する資格の定めが適切に行われるよう、柔軟な対応が望まれる。 一方、高度人材外国人の受け入れを促進するため、「高度人材ポイント制」が導入されているが、更なる利用拡充のため、外国人や企業関係者への一層の働きかけをお願いしたい。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第2号、第13条第1項及び第2項、別表第一の二、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、独立行政法人日本学生支援機構法第33条	その他一部、現行制度下で対応可能な検討に着手	法務省では、現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られていない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっては、大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性については、従来から柔軟に取り扱っている。 技術的分野の外国人の受け入れについては、外国人社員の就業実態を十分に把握した上で在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」を在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」に改める改正法の施行に向け、関係省庁との連携を促進している。 法務省では、高度人材ポイント制については、引き続き積極的な広報活動により、制度の周知を図ることとしている。 厚生労働省では、外国人の就職支援のための拠点である外国人雇用サービスセンターと新卒応援ハローワーク留学生コーナーの連携により、日本での就職を希望する留學生に対するきめ細やかな就職支援を実施している。 文部科学省では、これまで行ってきた外国人留学生的な就職支援を引き続き取り組むとともに、新たな支援の在り方や関係省庁との連携の在り方について現在検討を行っているところである。	
261024015	26年8月5日	26年9月10日	26年10月24日	都心への大学設置	{具体的内容} 複数の大学が、運動場や講義場所等を共同で設置し利用できることを求める。また、校地や校舎面積を同じ程度の収容定員の設計を当てるのではなく、講義場所や校地面積について柔軟に対応することを求める。 {提案理由} 「工場等制限法(2002年廃止)」で大学の新增設が制限されていたため、大学が郊外へ移転し、都心部の大学は減っている。 大学設置基準では、運動場や校地の面積、校舎の面積等を定めているが、複数の大学を共同設置する場合の基準がないため。	大阪府・大阪市	文部科学省	大学のキャンパスは、質の高い教育研究活動や、学生支援、学生の発想を養う様々な活動のために必要な空間を確保するもので、知的、道徳的及び身体的能力を養育させ、豊かな人間性を涵養することをめざす必要のある大学構成要素です。 したがって、現行制度では、各大学が、教育研究を行うのに必要な運動場、校地、校舎等施設を備えることされており、複数の大学が共同で設置することは認められません。なお、運動場については、一部の大学が設置したものを他の大学が一定の条件の下で代替的に使用することが認められる場合があります。	大学設置基準	その他	大学には、教育研究の目的に応じた施設を備える必要がありますので、複数の大学の共同設置で各大学の目的が達成できるか、新たな基準や代替措置等につき検討する必要があります。御提案の趣旨の実現方法等につき、具体的な部課相談に応じさせていただきます。	
261121031	26年6月13日	26年7月16日	26年11月21日	ヒト幹細胞を用いる臨床研究及び遺伝子治療臨床研究に係る指針及び当局審査等の共通事項の一本化について	今般の薬事法一部改正における「再生医療等製品」では、細胞治療、再生医療及び遺伝子治療に係る製品が定義され、条件及び期限付承認制度が適用されることになりました。 当該先端医療技術開発については、医療機関での臨床研究が先行するケースが多く、中には先進医療の枠組みを活用した開発促進を図っているものも散見されています。 このような環境の中、当該臨床研究については、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(以下、ヒト幹細胞指針)」、「遺伝子治療臨床研究に関する指針(以下、遺伝子治療指針)」、又は「先進医療通知」等の制度に従って進められています。いずれも厚生労働大臣の意見や認定がなされています。 ヒト幹細胞指針の適用を受ける細胞・再生医療は、厚生労働省医政局研究開発振興課が当局側の事務局となり、外部有識者による評価会議での意見を聞き、厚生科学審議会科学技術部会での了承を得ており、一方、遺伝子治療指針の適用を受ける遺伝子治療は、厚生労働省大臣官房厚生科学課事務局として、ヒト幹細胞指針と同様の流れで、科学技術部会での了承を得ています。 遺伝子治療指針については、過去からの流れで、文部科学省もその指針の制定者になっていますが、国内で遺伝子治療が開始されてから20年余りが経過し、その実施環境にも変化がみられ、治験と臨床研究の取扱いの違い等)、当該先端医療全般を考慮した制度設計が必要と思われる。双方の臨床研究を実施する医療機関における取扱いも煩雑化されてしまっています。 つきましては、ヒト幹細胞指針と遺伝子治療指針の共通事項を一本化し、当局事務局も一本化し、更に外部有識者による評価会議も一本化するにより、特に国内に権利を有する当該先端医療技術の大学等での開発導入をよりスムーズに行い、早期国内開発に貢献するような制度設計ができれば理想的と考えられます。	民間企業	文部科学省 厚生労働省	ヒト幹細胞を用いる臨床研究は、社会の理解を得て適正に実施及び推進されるよう、平成18年7月に「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」が策定され、現在適用されています。ヒト幹細胞を用いる臨床研究を行う際には、自施設倫理審査委員会の審査を経て、国の科学技術部会ヒト幹細胞臨床研究に関する専門委員会において、倫理的・科学的妥当性について審査が行われます。当該委員会が実施の可否が判断されたうえで、厚生科学審議会科学技術部会に報告を行い、了承されれば臨床研究を実施する事が可能となります。 遺伝子治療臨床研究は、遺伝子治療臨床研究の医療上の有用性及び倫理性を確保し、社会に開かれた形で適正な実施を図ることを目的に、平成14年3月に「遺伝子治療臨床研究に関する指針」が策定され、現在国内で「回復医療」を行っています。遺伝子治療臨床研究を行う際には、自施設倫理審査委員会の審査を経て、国の科学技術部会遺伝子治療臨床研究に関する審査委員会において主として科学的観点から審査が行われたうえで、厚生科学審議会科学技術部会に報告を行い、了承されれば臨床研究を実施する事が可能となります。	ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成25年厚生労働省告示第317号)	対応不可	平成25年11月に、再生医療の迅速かつ安全な実用化に向け、再生医療のリスクに応じた適切に安全性を確保するための「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が成立しました。この法律では、再生医療等について、人の生命及び健康に与える影響の程度に応じ、第1種再生医療等から第3種再生医療等に分類してそれぞれ必要な手続き等を定めています。最もリスクの高い第1種再生医療等以外については、厚生労働大臣の審査のみで再生医療の提供が可能となり、従来に比べ再生医療等の提供の迅速化が図られるものと考えます。 この法律は平成25年11月1日より施行され、それに伴って従来からヒト幹細胞指針の対象となっていた臨床研究は同法律の適用となり、同指針は廃止される予定です。このため、ご提案のあったヒト幹細胞指針と遺伝子治療指針の一本化や、事務局及び外部有識者による評価会議の一本化をすることはできませんが、従来よりも迅速に再生医療等の提供が図られるよう、法律の施行に向けた準備を進めているところです。	
261121057	26年10月15日	26年11月5日	26年11月21日	博士取得者の小中高校における限定教員免許の授与	現在、博士取得者は大学教育が企業への就職が主であり、士課程で教員免許を取得していない限り、小中高校の教員にはならない。教育委員会からの要請のもと、特別免許状制度を授与することで、一部教員採用している例があるが、非常に限定的な門戸を開放しているとはいえない。 小中高校においては、実験実習があるが答えが確定しているものを対象としていることが多く、未知で答えがない課題に対する取り組みを行っているのは、実質、理科クラブに留まっているといえる。しかし、日本の今後の戦力となっていくためには、未知で答えがない課題に対する取り組みをなるべく多く促す(取り組む)ことが重要である。しかし、現在の教員免許の制度では、学士(または修士)を取得しなくてはならない。修士課程までに既に未知で答えがない課題に取り組んでいない人がほとんどである。当然、そのような経歴をもつ人が、小中高校生に未知で答えがない課題に取り組む教育を実施することは事実上難しい。そこで、課題観察という分野を新たに設け、博士取得者に対して、課題観察科目に限定した教員免許を授与することを提案する。 また、規制緩和とは逆の方向になるかもしれないが、小中高校には必ず1人、課題観察科目に限定した教員を配置することを義務づけること、より目的を達成できると考える。	個人	文部科学省	教員免許状は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教員として最低限必要な資質や能力を有する者に対して授与され、その者がこれらの学校の教員としての資格を有することを公に証明するものです。 このように、教員免許制度は我が国の学校の教員の資質や能力の維持向上を確保するための重要な制度となっています。教員免許状の取得につきましては、教科に関する学問的な専門性のみならず、教科の指導方法や生徒指導、進路指導など教員として求められる教職に関する基本的な知識や技能について学んだ上で、単位修得していることが必要となります。 教員免許制度については、博士号取得者についても教科に関する科目や教職に関する科目を修得することで教員免許状を取得することができます。 また、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等に対しては、特別免許状を授与することが可能となっています。国において特別免許状の授与が与えられ促進されるよう、各都道府県教育委員会に通知を発出し、特別免許状の授与のための基準を改善するよう依頼しているところです。 つまり、博士号取得者が教員免許状を取得し教員として、ご提案いただいた課題観察に関する活動を含め、教科の指導にあたることも可能です。 さらに、特別免許状を有していない者であっても、ある分野について専門的な知識を有している者については、任命・雇用に よる 長が都道府県教育委員会に届出を行うことにより、特別非常勤講師として教科等の一部を担任することができるとなっていますので、この制度によっても、ご提案いただいた課題観察に関する活動を行うことが可能です。 なお、現行学習指導要領においても、各教科等の指導や、「総合的な学習の時間」等の中で、課題探求的な学習を行うこととしており、ご提案いただいた課題観察についても、これらの中で指導することが可能です。 また、教員の配置については、任命権者たる教育委員会の権限と責任の下、地域の実情に応じて、適切に判断いただいたものと考えられます。	教育職員免許法別表第1備考2、第3条の2、第4条	現行制度下で対応可能	制度の現状のとおりです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
261216050	26年10月30日	26年11月21日	26年12月16日	外国人留学生在校の夜間コース開放およびアルバイト規制の緩和	企業活動のグローバル化進展とわが国における人口減少と労働力不足に対応するため、高度な知識を有する外国人留学生の採用を検討する企業は年々増加傾向にある。厚生労働省が平成25年9月に実施した全国の小企業1715社を対象とした「外国人留学生の採用意欲調査」によれば、日本の大学を卒業した外国人留学生の採用を前向きに考えている企業は、7%となっている。特に、ベトナムやインドネシア等、東南アジア諸国出身の留学生の採用意欲が高まっているが、日本との物価水準の差もあり、これらの国からの留学生が少ないのが現状である。東南アジア諸国からの留学生の来日を促すためには、A)現在規制されている大学や専門学校等の夜間コースに在籍を認めるとともに、B)外国人留学生が自立して生活できるよう、アルバイト就業時間数の上限を超過する28時間を緩和すべきである。	大阪府 法務省 文部科学省 厚生労働省	「留学」の在留資格をもって本邦に在留するには、「出入国管理及び難民認定法」第7条第1項第2号の基準を定める省令に定める要件を満たす必要がある。なお、留学生在が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別に資格外活動許可申請を行った場合には、その活動内容等を審査した上で問題がなければ、包括許可(1週28時間以内(教育機関の長期休業期間にあては、1日8時間以内))の範囲を超える就労期間であっても個別に許可する取扱いがなされています。なお、1回の手続で、複数の雇用契約・複数の期間に係る就労活動許可を行うことができます。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第2号、第19条第1項及び第2項、別表第1の4、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令法別表第1の4の表の留学生の項の欄に掲げる活動の項	「留学」の在留資格は、教育機関において教育を受ける活動を行って本邦に在留する者に付与されるものであるところ、出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の規定に基づき資格外活動の許可は、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト活動を例外的に認めるものです。また、夜間コースは、勤労者等の時間的制約があるため昼間に通学できない方への学びの場の提供を目的としているものであり、このようなコースにおいて学ばれる方の主な活動は教育を受ける活動に異なる就労等となります。したがって、夜間コースにおける教育や包括許可における就労時間の上限の緩和といったご提案については、在留資格制度及び資格外活動許可の制度の趣旨が対応困難です。		
261216059	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	クラウドによるTV番組録画・VOD配信	【要望の具体的内容】 TV放送コンテンツを個人が私的使用する目的に供するため、事業者がクラウド上で録画・VOD配信できるように上記法規の制度見直しを要望する。 【規制の現状と要望理由等】 TV放送コンテンツは私的使用目的の場合であっても、「公衆の使用に供する事を目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合」には使用者の複製が認められていない。つまり、家庭内のブルーレイディスクレコーダで個人が録画視聴することは認められているが、事業者がクラウドにTV放送コンテンツをストリーミングして視聴を要望する個人へのVOD配信とは異なっている。一方、リアルタイムで視聴できなかつたり家庭での留守録などとの理由から、見逃したコンテンツの視聴コースは高く、著作権者である放送局が自社や許諾会社からIP通信を利用した有料VODサービスの提供しており、ISPやCATV事業者も著作権者から許諾を受け会員向け見逃しVODサービスを提供している。また、スカパーやブレイクの普及で、外出先でも録したコンテンツを視聴するコースも顕在化しており、著作権法第30条等に抵触しないよう家庭内の録画装置とは別にした通信機能付きNASの商品化もされている。 このように技術や環境が変化し、いままではなかった個人の使用コースがでてきており、それに応えたいと考える事業者もいるにもかかわらず、同法の規定により、クラウド事業者がTV番組を録画し視聴を希望する利用者へのVOD配信するサービスは認められていない。 社会的なコスト(使用電力)の観点からは、デスクを集中配置するメリットは大きく、同じクラウドでも個人毎にメモリスペースを分割するよりも共用した方が効率的である。本来、より効率的なメモリ共有アーキテクチャーは技術的にも研究開発すべき課題であり、その成果はさまざまなクラウドサービスへの応用も期待できるにもかかわらず、同法規のため企業に開発モチベーションが働かず日本の国際競争力の点からも機会損失になっている。著作権者の権利保護を図りつつ、今日の環境で利用者の利便性向上やサービス多様化を促進するよう、制度の見直しを要望する。	(一社)電子情報技術産業協会 文部科学省	著作権者を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第63条第1項・第2項)。ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。例えば、著作物を私的に使用する目的であれば、使用者は、著作権者の許諾なく当該著作物を複製することができます(同法第21条・同法第30条第1項柱書)。ただし、公衆の使用に供する事を目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合には、私的に使用するためのであっても、著作権者の許諾を得なければなりません(同項第1号)。	著作権法第21条、第30条第1項柱書、同項第1項、第30条第1項・第2項	著作権法は、基本的に民法の特例法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。なお、テレビ番組の録画転送サービスを含むクラウドサービス等と著作権に関する課題については現在、文化審議会著作権分科会において、検討がなされているところです。		
261216060	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	教育環境のIT化を阻む著作権規制の見直し	【要望の具体的内容】 無線LAN環境整備やデジタル教科書・教材の活用等が円滑に推進され、教育環境自体のIT化が進むよう、著作権法上の課題(クラウド利用に係るものを含む)についても重要課題として早急に取り組みこれをお願いしたい(柔軟性のある規定を制定するなど)。 【規制の現状と要望理由等】 平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」の「IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化」の「1. 人材育成・教育」では、教育環境自体のIT化(ソフトウェアを含むインフラ)が必要とされているが、クラウドからの教材の配信など、著作権法が阻害して適切なIT化が阻まれている場合がある。 教育環境のIT化による児童生徒等の学力の向上とITリテラシーの向上にもつながることから、見直しをお願いしたい。	(一社)電子情報技術産業協会 文部科学省	著作権者を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第63条第1項・第2項)。ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。例えば、公表された著作物は、学校教育の目的に必要と認められる限度において、著作権者の許諾なく、教科用図書に複製することができる場合があります(著作権法第21条、第33条)。また、学校その他の教育機関において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を、著作権者の許諾なく複製することができます(著作権法第21条、第35条第1項)。このほかにも、授業の同時中継に限り、生会議で用いられる教材を、著作権者の許諾なく、副会場向けに公衆送信を行うことができます(著作権法第23条、第35条第2項)。	著作権法第21条、第23条、第33条、第35条、第63条第1項・第2項	著作権法は、基本的に民法の特例法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。なお、教育の情報化の推進等に関しては、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会では、教育現場における具体的なニーズを調査した上で検討すべきの意見が出されました。このため、本年度は、「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」を実施し、我が国におけるICT活用教育に係る著作物等の利用の実態並びに該外との関連する制度及び運用実態等について調査を行うこととしています。また、デジタル教科書の在り方についても、学校教育制度におけるデジタル教科書の位置づけに関する検討を踏まえ、著作権の取扱いについて検討を行うこととしています。		
261216061	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	私的録音録画補償金制度の廃止	【要望の具体的内容】 私的録音録画補償金の廃止 【規制の現状と要望理由等】 (a) この制度は、コピーによって著作権者等に生じる損失を補償するためのものだが、デジタル時代においては、デジタル・0等の技術的コントロールにより、著作権者に損失が生じないようになり、可能となり、制度の使命はすでに果たすところ。他方、消費者の利便性やサービスの商品企画の自由度は制限され、保護に利用のバランスがますます失われつつある。そんな中、2012年の最高裁決定を受けて知財高裁の判決が確定した以上、すみやかに制度の廃止がなされるべきである。 (c) 制度対象/対象外の製品、サービス間の公正な競争環境の確保、制度運用に係る社会的コストの削減、消費者の二重負担(技術的コントロールにかかる費用と補償金)の回避など。	(一社)電子情報技術産業協会 文部科学省	私的録音録画補償金制度とは、政令で規定されたデジタル方式の録音・録画機器及び記録媒体を用いた私的録音・録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者等に支払わなければならないことを定めた著作権法第30条第1項等に基づき制度です。補償金の実質的な支払いは、製造業者等の協力により、録音・録画機器及び記録媒体(販売価格に上乗せされて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体を通じて著作権者等に分配されます。	著作権法第30条第2項、第102条、第104条の2～104条の10	私的録音録画補償金制度は、著作権者の私的録音・録画行為について著作権を制限する一方で、それに対する補償措置を講ずる制度であり、規制ではありません。なお、知的財産政策ビジョン(平成25年6月)の財産戦略本部決定における「クリエイターへの適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクリングを生み出すための仕組みを構築する。(文部科学省、経済産業省)との記載を踏まえ、現在、文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会において、クリエイターへの適切な対価還元等に関する検討を行っているところです。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)
261216062	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	デジタル教科書の解禁	【具体的内容】 デジタル化された教科書を学校教育法等上の教科書と認める。 【提案理由】 デジタル化された「教科書」は現在の制度では教科書として認められず、それゆえに、教科書の権利制限規定や無償譲与に該当しない。これにより、電子教科書は普及が進まず、デジタル化によってもたらされると考えうる新たな教育の可能性が阻害され、地方での創意工夫を踏まえた特色ある人材育成にも支障が出ている。タブレット端末を使った授業を行う学校も増えつつあるが、そこの電子的な教材は補助教材に過ぎず、教科書とは認められないので上記の法令上の支障は受けられていない。デジタル化された教科書が普及すれば、子供ひとりひとりの習熟度に応じた個別学習、子供が互いに教えあい学びあう協働学習、教師による学習履歴の活用や情報共有等の可能性が広がり、地方独自の工夫を行った多様な人材育成が図られるようになる。	(一社)新経済連盟	文部科学省	現時点においても、副教材としてデジタル教科書を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていません。	学校教育法第34条第1項、附則第9条、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条第2項、著作権法第33条第1項	検討に着手	いわゆるデジタル教科書の制度化については、知的財産推進計画2014(平成26年6月)知的財産戦略本部決定、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月)総務省決定、平成26年6月全部改定及び規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)等において、デジタル教科書の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度等の在り方について本年度中に課題の整理を行い、平成28年度までに進んだに向けた検討を行い結論を得て、必要な措置を講ずるなどされたいとご予定。このスケジュールに即ち、全国的なデジタル教科書の制度化に向けた課題を本年度中に整理した上で、来年度、専門家や保護者等の有識者による会議を設けて検討を行う予定です。	
261216063	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	教員免許の弾力化	【具体的内容】 英語、情報等の特定教員で、教員免許を持たない者でも、経歴・意欲等、一定の条件を満たす場合は、本人の申請により、みなし教員免許を付与する仕組みを法令上整備する。 【提案理由】 現在でも教員免許非保有者を活用する制度(特別非常勤講師、特別免許状等)はあるものの、それらが難しい制度となっている。 教員免許を持たないが特定分野の教育に力ける地元の外部スペシャリストに教員全体を単独で担当してもらうことを可能にすれば、従来にはない地方の特性を生かした独自の、実際の授業・生徒指導・生徒評価等が期待できるとともに、地元の新たな雇用の創出につながる。 特に英語や情報の授業では、社会での実務経験豊富な人材が教員となることにより、グローバル感覚やビジネスマインドを養うことに役立つ。	(一社)新経済連盟	文部科学省	教育職員免許法では、「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」(第三条)とされていますので、教育職員として採用されるためには教員免許状を有している必要があります。ただし現行制度において、教員免許状を有していないが、英語・情報等を含む特定の分野において優れた知識経験等を有する社会人等に対しては、都道府県教育委員会の判断により特別免許状を授与することが可能です。特別免許状は通常の免許状と同様に10年間有効な免許状であり、この免許状を有している者については、教諭等として正式に採用され継続的に学校教育の場において活用することが可能となっています。この特別免許状の授与が全国でさらに促進されるよう、本年6月19日に、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を文部科学省から各都道府県教育委員会に対して示したところであり、今後、各都道府県教育委員会においては、本指針に基づき、特別免許状のより一層積極的な授与がなされると考えております。また、任命・任用しようとする者が都道府県教育委員会にあらかじめ届出を行うことにより、教員免許状を持たない非常勤講師として一年を越えて教科の領域の一部を担当することも可能です。	教育職員免許法第3条、第3条の2、第4条	現行制度下で対応可能	制度の現状のとおりです。	
261216064	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	包括的な権利制限規定の導入	米国で可能なネットやクラウドビジネスが日本ではできていないという実態がある。この点に関し、知的財産推進計画2010(知的財産戦略推進本部策定)に沿って、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、一定の類型について規定の導入が提言され、2012年に著作権法が改正されたがいまだ不十分である。 ネットワークプラットフォームがフェアユースのある国で急速に進展していることに伴い、事業者/ユーザーがフェアユースのある国に移行し、国内産業がますます疲弊することが懸念されるため、米国企業と同等の競争環境の実現、日本国民が得られる製品・サービスの向上の観点からも、包括的な権利制限規定の導入は必要である。	(一社)電子情報技術産業協会	文部科学省	著作権者を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作権者を利用することができます(著作権法第3条第1項・第2項)。 ただし、著作権法1項一定の場合には、著作権者の許諾なく(著作権者を利用することができるとされています)。 例えば、著作物を私的に使用する目的であれば、使用者は、著作権者の許諾なく当該著作権者を複製することができ(同法第21条、同法第30条第1項)です。	著作権法第21条、第30条第1項、第2項	事実認識	著作権法は、基本的に民法の特例法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。なお、我が国においても包括的な権利制限規定の導入については文化審議会著作権分科会において、具体的なニーズに対応するため、検討が行われました。平成24年の著作権法の改正においては、それらのニーズに対応できるように、権利制限規定が設けられたところです。また、クラウドサービスと著作権に関する課題については現在、文化審議会著作権分科会において、検討がなされているところです。	
270220036	26年10月23日	27年1月29日	27年2月20日	日本語教育機関の審査(校地校舎自己所有)判断基準の緩和	<提案内容> 法務省(入国管理局)の日本語教育機関の審査において、財団法人日本語教育振興協会「日本語教育機関の運営に関する基準」及び、「日本語教育機関審査内規」に則り、日本語教育機関の適格性を判断する場合、「同内規 12.校地・校舎(3)日本語教育機関の校地及び校舎については自己所有」とする規制部分を、以下の条件を満たす場合、日本語教育機関の運営上支障がないことが実績上確実であり、同内規(平成7年10月以前)と同様に、2年以上の賃借権で可とする。 以下をすべてに該当する日本語教育機関を設置する法人に対し適用する 1.日本語教育機関を開設し、20年以上継続的に運営していること 2.同法人が運営する日本語教育機関が法務省認定適正校であること <提案理由> 弊社は、法務省告示の民間が経営する日本語教育機関として25年以上にわたり、多くの留学生を受け入れ日本語教育を実施しております。また、法務省より適正校として認定もされております。この度、政府の「留学生30万人計画」達成の一翼を担うべく、東南アジアを中心とした日本語を学びたいとする留学生の受け入れを積極的に促進するため、弊社としても受け入れ施設を増床(複数設置)を行う所です。 しかしながら、告示に至るには、法、施行規則、省令、条例、行政規則、行政内規等の定めのない、一般財団法人の審査基準に則り、その基準にて設置可否が判断されるという状況です。また、その審査基準内容は、事実上、日本語教育機関(校舎)の新規開設を制限する内容のため、国の施策計画達成を大きく遅延させるものであります。その遅延を大幅に改善すべく、上記の通り提案させていただきます。	民間企業	法務省文部科学省	「日本語教育機関審査内規」において、「平成7年10月以降に開設しようとする日本語教育機関の校地及び校舎については、原則として自己所有とするものとする。」とされているところ、この内規に則って審査をしており、 なお、国や地方公共団体などの所有で譲渡ができないなどの特別な事情がある場合は、20年以上の賃借権又は地上権が設定されており、日本語教育機関の運営上支障がないことが確実であると認められる場合には、自己所有であることを要しません。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学生在留資格に係る基準 日本語教育機関等を定める件	検討を予定	御提案では、校地及び校舎の賃借を認める条件として、日本語教育機関を開設し、20年以上継続的に運営していること、及び、法務省において行っている教育機関の選定結果が適正校であることを挙げられていますが、「日本語教育機関審査内規」12(3)の校地等の自己所有については、「日本語教育機関の運営に関する基準」18-1号における設置者が「日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること」に該当するか否か判断材料として、平成7年10月以降に開設する日本語教育機関に適用されています。 これは、日本語教育機関が設備及び編制に関して専修学校等に準ずる機関であると認められるためには、専修学校等が求められる校地及び校舎の所有形態に準ずる必要があることから、当時の専修学校設置基準等を踏まえ、平成7年10月以降は自己所有を求めるとされたものです。 現在、「日本語教育機関の運営に関する基準」及び「日本語教育機関審査内規」の見直しを検討を行っているところ、現行の専修学校設置基準等を踏まえ、当該検討の過程において、御提案を受入れ可能か否かについて検討させていただきます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目		
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)	
270220041	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日		<p>「展覧会の主催者が政府と補償契約を締結する際に必要となる書類の提出時期について、出展作品が概ね決定する時期である展覧会開催1.5カ月前前とすべきである。また、過去に補償制度の利用実績があり、かつ、施設や設備の改修等を行っていない場合には、施設や設備に関する書類の提出を免除すべきである。」</p> <p>【提案理由】展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則第6条は、展覧会の主催者が政府と補償契約を締結する際の手続きを定めている。実際に締結する際には、展覧会開催の3カ月前前に同条に定める書類を提出しなければならない。</p> <p>しかし、展覧会開催3カ月前の時点では、出展作品が全て決定していないため、作品に関する書類(同条第2項第2号、第8号、第9号)を提出することが困難である。提出後の書類変更は認められているが、変更が生じた際の書類提出は手間・コストとなっている。とくに、出展作品については提出後に追加することが認められていないため、出展可能性のある作品は全て書類を準備しなければならない。また、施設や設備に関する書類(同条第2項第4号、第7号、第8号の一部)について、過去に補償制度の利用実績があり、かつ、改修等の変更が行われていない場合であっても提出しなければならない。展覧会の主催者が政府と補償契約を締結する際に必要となる書類の提出時期を、出展作品が概ね決定する時期である展覧会開催1.5カ月前前とすること、また、過去に補償制度の利用実績があり、かつ、施設や設備の改修等を行っていない場合には、施設や設備に関する書類の提出を免除することにより、出展者が補償制度を利用しやすくなり、国民の美術品鑑賞機会の拡大に資することとなる。</p>	(一社)日経経済団体連合会	文部科学省	<p>「展覧会の主催者が政府と補償契約を締結する際に必要となる書類の提出時期について、出展作品が概ね決定する時期である展覧会開催1.5カ月前前とすべき」との提案について、補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ文化審議会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議することが法律上定められています。申請から補償契約締結までは「申請、文化審議会美術品補償制度部会における審査(専門調査会におけるヒアリング・下審査及び部会における審査・答申、所要1～2か月)、財務大臣協議(所要2～3週間)、補償契約の締結手続(所要1～2週間)」という流れで運用しており、おおむね3か月程度を要します。</p> <p>ただし、申請書類は、申請時点で計画を提出したものであることから、内容に変更が生じた場合には、申請書類の修正・差し替えを行うことが可能としています。</p> <p>過去に補償制度の利用実績があり、かつ、施設や設備の改修等を行っていない場合には、施設や設備に関する書類の提出を免除すべきである」との提案について、施設や設備に関する書類は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則第6条に基づいて提出が義務付けられています。</p> <p>これは、開催施設の基本的な事項を確認するとともに、同法施行規則第4条に定める開催施設の要件である「開催施設の建物が耐火性能及び耐震性能を有すること、温度等維持設備及び防火・防犯設備を設けていること」、「開催施設が独立した専用の施設として区画されていること」を満たしているかどうかを確認するためです。</p>	展覧会における美術品損害の補償に関する法律(平成23年法律第17号)	展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則(平成23年文部科学省令第23号)	<p>左記のとおり、申請から補償契約締結までは、「申請、文化審議会美術品補償制度部会における審査(専門調査会におけるヒアリング・下審査及び部会における審査・答申、所要1～2か月)、財務大臣協議(所要2～3週間)、補償契約の締結手続(所要1～2週間)」という流れで運用しており、おおむね3か月程度を要し、この期間を短縮することは、十分な審査を行うことができません。審査の形骸化を招きかねません。なお、申請書類は、申請時点で計画を提出したものであることから、内容に変更が生じた場合には、申請書類の修正・差し替えを行うことが可能であり、申請時点において、変更の余地のない完全な書類を提出いただく必要はありません。</p> <p>美術品補償制度の適用への申請書類については、文化審議会美術品補償制度部会において、平成25年度より美術品補償制度の在り方について検討している中で、例えば、2回以上以降の申請においては、施設や設備に関する書類の提出を一定期間免除するなどの簡略化を図るべく(検討しており、その結果を踏まえた必要措置を講じる予定です。</p>	:対応不可 :検討に着手	
270220042	26年10月23日	27年1月29日	27年2月20日		奨学金振込口座における指定金融機関の範囲拡大	(一社)全国信用組合中央協会	文部科学省	<p>奨学金の取扱い金融機関は、日本学生支援機構と各金融機関との契約に基づき指定されています。なお、振込手数料に関しては、奨学金事務が教育施策であり、学生等の負担軽減の観点から、各金融機関の協力により、一般的な振込手数料の金額よりも低い金額(10円/件)にて、対応頂いております。</p>		その他	振込手数料に関して、貴組合においても、他の金融機関と同額(10円/件)で対応頂くことが可能であれば、日本学生支援機構と貴組合で協議頂くこととなります。また、奨学金申込者への周知や、貴組合及び日本学生支援機構における送金のためのシステム改修等も必要となります。		
270220055	26年10月31日	27年1月14日	27年2月20日		既存公共施設の活用についての規制緩和(学校施設の活用)	岡山県真庭市	文部科学省	<p>国庫補助を受けて整備した建築物を、処分制限期間内に転用等する場合は、文部科学大臣の承認が必要であり、本来、公立学校施設整備のために交付された補助金であるため、補助目的外に転用する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要で</p> <p>しかし、文部科学省では、母校や余裕教室の有効活用を促進するため、国庫補助事業完了後10年以上経過した建築物等の財産処分について、国庫納付金を不要とするなど、財産処分手続の大幅な弾力化・簡素化を図っています。</p> <p>処分制限期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を基礎とすることを原則とし、これに補助金等の交付の目的を勘案して定めることとされています。具体的には、鉄筋コンクリート造の校舎の場合、平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得したものは、6年、平成13年度以降の予算に係る補助事業等により取得したものは、4年、平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得したものは、24年、平成13年度以降の予算に係る補助事業等により取得したものは、22年、となっています。</p>	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号	補助事業等により取得し、又は効用の増進に役立てる等の処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増進に役立てる等の処分制限期間を定める件(平成十四年三月二十五日文部科学省告示第五十三号)	<p>国庫補助事業完了後10年以上経過した建築物等の有償による貸与・譲渡で、国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた場合については、国庫納付を不要としています。この場合は、既に国庫補助事業完了後10年以上経過しているため、処分制限期間を半減せずとも、国庫納付不要で、有償の貸与・譲渡が可能です。</p>	現行制度下で対応可能

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目		
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)			
270220056	26年11月26日	27年1月14日	27年2月20日	教員免許更新制度における関係法令等の変更について(臨時任用・採用時における特別措置の導入)	<p>【内容】                      教員免許更新制において、「教員免許状を有する現職教員以外の者」(以下、「非現職者」とします)には特例的措置が講じられるように法律または関係省令の変更等を求めます。具体的には、臨時任用・採用時にいいて、有効免許状に限らず失効・休眠免許状保有者について、任用・採用が可能となるように法令改正等を求めます。</p> <p>【理由】                      1. 現状課題                      現行制度では、非現職者が臨時任用・採用等(例えば、産休・育休代替任用等や臨時講師任用等)に基づいて教員として勤務をする場合には、臨時任用・採用時において有効(失効又は休眠でない)な当該(例えば、高校・教員)免許状が必要ですが、自治体(特にへき地等を抱える地方)においては、臨時任用・採用募集時に、当該有効免許状保有者が確保できない場合があります。特に、当該免許状保有者が把握できた場合でも、更新手続きがなされておらず任用・採用に至らないケースが少なくありません。</p> <p>2. 教育職員の任用され、又は採用されることが見込まれる非現職者以外に受講が叶わない状況にあることも、また、受講費用や時間を要する更新手続きを行ってまで教員免許状の有効状態を維持することを考える方は多くないと思われます。</p> <p>このことは、教育を受ける児童生徒、産休・育休及び介護休暇・休業、病欠休職の取得を希望する教員、へき地等の人材確保に資する任命権者(教育委員会等)にとって憂慮される事項であるとともに、非現職者の多様で柔軟な働き方、かつ、活躍の場を見出す可能性を減少させています。</p> <p>なお、教育の質の確保については、有効免許状を有するが密かによらずとも、臨時任用・採用者選考、または臨時任用・採用時の前後において、教育委員会等の講習受講に基づいて担保することが可能と考えます。</p> <p>また、学校で柔軟な働き方の選択機会を拡大する観点として、教員経験者で出産・子育て・介護のために早期退職した者、教育技術の伝承に資することができる定年退職者や社会人経験者を教員に活かしたいと考える非現職者などの活躍の場を増やすことに繋がると考えます。</p> <p>また、学校の職場環境としても、様々な要因に基づく代替教員の確保がなされなければ、現職教員の出産や子育て、介護や介護等への意欲喪失に繋がりがありません。提案による代替教員の確保が担保される健全な職場環境を求めます。</p>	日本高等学校教職員組合	文部科学省	<p>公教育の充実を図る観点から、全ての教員が、10年に一度、定期的知識・技能を刷新し、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることができるよう平成21年4月から教員免許更新制度を導入しました。</p> <p>これにより、本制度においては、現職教員でない免許状所有者を代替教員として採用する際に、その者が免許状更新講習を修了したことに基づいて、免許管理者の確認を受けずに修了確認期限を経過した場合に、その者は、採用前に30時間以上の免許状更新講習を受講・修了確認を受けることにより、教育職員となることが可能となっています。</p> <p>そのため、現職教員でない免許状所有者のうち、過去教員であった者や、採用見込み又は教育委員会等が作成する臨時任用(又は非常勤)教員リストに名前を掲載するなど今後教員として働く可能性が高い者については、免許状更新講習を受講することができます。</p> <p>さらに、文部科学省としては、免許状所有者の受講機会を確保するために、大学等の開設者に対して、都道府県教育委員会等との情報交換を行うなど、各地域での適切な規模の免許状更新講習の確保はもとより、通信・インターネットや出張による免許状更新講習の開設についても協力をお願いしています。</p> <p>また、普通免許状を有する者を採用することができない場合の代替教員の確保については、都道府県教育委員会が行う教育職員検定による臨時免許状の授与により対応が可能となっています。</p> <p>さらに、社会人経験を有する者の活用については、都道府県教育委員会が行う教育職員検定による特別免許状の授与や免許状を要しない特別非常勤講師制度の活用により、既に対応が可能となっております。したがって、御提案いただいた臨時任用・採用時における非現職者への特例措置を講ずるための法令改正等の必要はないものと考えます。</p>	教育職員免許法第3条の2、第5条、第9条、第9条の2、第9条の3など	教育職員免許法附則(平成十九年六月二十七日)	教育職員免許法施行規則附則(平成二十一年三月三十一日)	現行制度下で対応可能	制度の現状のとおりです。	